

週休 2 日制工事試行要領

令和 8 年 7 月

三重県農林水産部

目 次

第 1 編 農業農村整備工事編	1
1. 土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）試行要領.....	1
2. 【参考】週休 2 日制工事確認表（土日完全週休 2 日制工事）	6
3. 週休 2 日交替制工事（発注者指定型）試行要領.....	7
4. 【参考】週休 2 日交替制工事確認表.....	11
第 2 編 森林整備保全工事編	12
1. 土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）試行要領.....	12
2. 【参考 土日完全週休 2 日制工事確認表】	23
3. 週休 2 日交替制工事（発注者指定型）試行要領.....	25
4. 【参考 週休 2 日交替制工事確認表】	32
第 3 編 漁港漁場関係工事編	34
1. 土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）試行要領.....	34
2. 【参考】土日完全週休 2 日制工事確認表.....	41
3. 週休 2 日交替制工事（発注者指定型）試行要領.....	42
4. 【参考】週休 2 日交替制工事確認表.....	47

第1編 農業農村整備工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、発注者の指示により土日作業（同一週内での指示限る）を行った作業日は対象期間から除く。

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が、50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）経費補正無し」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 週休2日に関する経費補正は行わないものとする。

2 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

3 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。また、工事完成時に通期の週休2日の達成状況を報告すること。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日へ振替えることができるが、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えた場合とする。

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所及び通期の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

（交替制への変更）

第7条 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により 現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。

なお、週休2日（交替制）に変更した場合、週休2日制試行要領 第1編 農業農村整備工事編「週休2日交替制工事（発注者指定型）」の試行要領に基づき実施するものとする。

(その他)

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)

【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

- 附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和2年5月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

【別紙 通期の週休2日の考え方】

通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

通期の週休2日は、以下のとおり、月1回の現場閉所状況を確認し、工事完成時に週休2日の達成状況を確認する。

A月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3 工事契日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

A 月

- ・対象期間 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数/対象期間日数 対象外
- ・土日現場閉所 対象外

B月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2 工事着手	3	4	5
6	7	8	9 作業指示	10	11 土曜作業	12
13	14 振替え	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

B 月

- ・対象期間 29 日
- ・現場閉所日数 8 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 8 日/29 日＝27.6…NG 工期全体で評価
- ・土日現場閉所 OK
（土曜作業 OK、振替え OK）

C月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26 工事完成	27	28	29	30

C 月

- ・対象期間 6 日
- ・現場閉所日数 2 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 2 日/6 日＝33.3… OK
- ・土日現場閉所 OK

準備・後片付け期間
対象期間

通期（工期全体）

- ・対象期間 35 日
- ・閉所日数 10 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 10 日/35 日＝28.6…
- ・土日現場閉所 全て OK

2. 【参考】週休2日制工事確認表（土日完全週休2日制工事）

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

※ 駐在員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

[illegible][illegible]

												備考
計画	対象外											○＝対象範囲、△＝対象外範囲、●＝関係指定なし、○＝関係指定あり、△＝関係指定なし、●＝関係指定あり
	対象外	0	0.0%	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外		
実施	対象外											○＝対象範囲、△＝対象外範囲、●＝関係指定なし、○＝関係指定あり、△＝関係指定なし、●＝関係指定あり
	対象外	0	0.0%	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外		
備考												備考 ○＝対象範囲、△＝対象外範囲、●＝関係指定なし、○＝関係指定あり、△＝関係指定なし、●＝関係指定あり

第1編 農業農村整備工事編

3. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて、現場条件の制約や社会的要請等により、現場閉所が困難な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）を試行する。

（定義）

第2条 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

2 この要領において、通期の週休2日（交替制）とは、対象期間全体で平均休日率が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）^{※7}
- ・ 年末年始休暇（6日間）^{※7}
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、発注者の指示により土日作業（同一週内での指示限る）を行った作業日は対象期間から除く。

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）に従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

- ※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。
- ※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。
- ※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。
- ※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。
- ※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

（対象工事）

第3条 現場条件の制約等や社会的要請等により、現場閉所が困難な以下の工事の案件を対象とする。

- ① 工法等の制約により、連続施工が求められる工事
- ② 完成時期等の制約がある工事

ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約期間が50日未満の工事
- ② 現場閉所・交替制のいずれも困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「週休2日交替制工事（発注者指定型）経費補正なし」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 週休2日に関する経費補正は行わないものとする。

- 2 受注者は、月1回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。また、工事完成時に通期の週休2日の達成状況を報告すること。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間において、対象者全員の通期の休日率が28.5%以上を達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方

改革】において加点評価する。

なお、対象者全員の通期の休日率が 28.5%以上及び通期の週休 2 日（交代制）を達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

（現場代理人の休暇）

第 7 条 現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できる者を予め定めなければならない。

（施工計画書への明記）

第 8 条 第 7 条に基づき、受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。

なお、下記資料を施工計画書に添付することとする。

・ 第 7 条に基づき定めた者の直接雇用が確認できる資料

（現場閉所への変更）

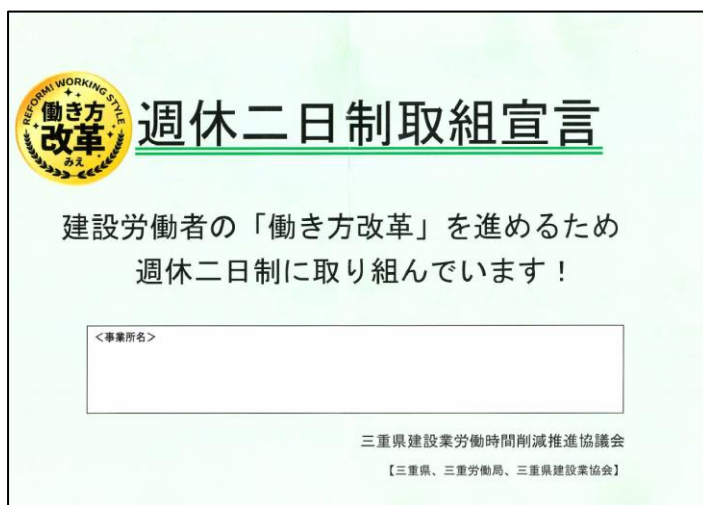
第 9 条 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休 2 日（交替制）から週休 2 日（現場閉所）に変更できるものとする。

なお、週休 2 日（現場閉所）に変更した場合、週休 2 日制試行要領 第 1 編 農業農村整備工事編「土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）」の試行要領 に基づき実施するものとする。

（その他）

第 10 条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※8 が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】 A 3 横サイズ (297×420mm)



【入手方法】

- ・ HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※8 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

4. 【参考】週休2日交替制工事確認表

週休2日制工事 確認表

工事名	〇〇工事		
工期	令和7年7月8日	～	令和7年10月8日
請負業者名	A株式会社		
現場代理人	あああ		
工事開始日	令和7年7月30日		
完成報告提出日	令和7年10月8日		
元請負	A株式会社 あああ		
従事期間	令和7年7月30日	～	令和7年10月8日

71日間

令和7年7月																																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考 出勤勤務日、休休日、一日対象外	
計画	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		出
実績																																	出
備考																																	出勤緊急対応

令和7年8月																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考 出勤・欠勤・遅刻・早退・休日の有無等
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
計画		出	休	休	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	休	休	
実績		出	休	休	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	休	休	
備考																																	

令和7年9月																																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	備考 出勤勤務日、休≒休日、－≒対象外	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
計画																																
実績																																
備考																																出勤勤務日、休≒休日、－≒対象外

第2編 森林整備保全工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休）の普及に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事故等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ①契約工期が、50日未満の工事
- ②現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（経費補正あり）（週単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、週単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の①、③、④）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 受注者は、週単位の週休2日に取り組むことを希望するかについて、工事着手前に発注者へ様式1により報告するものとする。

取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。

3 工事の精算にあたり、週単位の週休2日に取り組むことを希望しない場合、または、週単位の週休2日は達成できなかったものの、月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の補正係数（別紙1の②、③、④）に減額変更するものとする。

また、月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

4 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日に振替えることができるが、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。（別紙2の③、別紙3の④）

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位及び月単位の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

（交替制への変更）

第7条 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。

なお、週休2日（交替制）に変更した場合、週休2日制工事試行要領 第2編 森林整備保全工事編「週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領」に基づき実施するものとする。

（その他）

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】 A 3 横サイズ (297×420mm)

【入手方法】

- ・ HP からダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

- 附則 この要領は、令和５年７月１日から施行する。
- 附則 この要領は、令和６年７月１日から施行する。
- 附則 この要領は、令和７年４月１日から施行する。
- 附則 この要領は、令和７年７月１日から施行する。
- 附則 この要領は、令和８年７月１日から施行する。

【別紙１ 補正係数】

① 週単位の週休２日（４週８休以上）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

② 月単位の週休２日（４週８休以上）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 1
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 2

森林整備保全工事

③ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 00	1. 00
	撤去	1. 02	1. 02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 02	1. 02
	撤去	1. 02	1. 02
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 01	1. 01
防護柵設置工（落石防止網）		1. 01	1. 01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 00	1. 00
	撤去	1. 02	1. 02
道路標識設置工	設置	1. 00	1. 00
	撤去・移設	1. 01	1. 01
道路付属物設置工	設置	1. 01	1. 01
	撤去	1. 02	1. 02
法面工		1. 01	1. 01
吹付砕工		1. 01	1. 01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 01	1. 01
橋梁用伸縮接手装置設置工		1. 01	1. 01
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1. 02	1. 02

④ 土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する
補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管） 設置工		1.02	1.02

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を評価する。

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：達成（土・日曜日の現場閉所）

月	火	水	木	金	土	日
			対象期間	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：対象外（対象期間に土・日曜日を含まない）

② 同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

■工事成績評定の加点：達成（緊急対応により土曜日が対象外）※2

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

※2 工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学会等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
						現場閉所	第B週

振替え

第A週

●週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）

■工事成績評定の加点：未達成（土曜日に現場作業）

第B週

●週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※3

■工事成績評定の加点：達成（振替えによる土・日曜日の現場閉所）

- ※3 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.6\% \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.2\% \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

- ③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ D月 16 日の指示で D月 20 日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行ってれば、4週8休以上の達成とみなす

土日日数 8 日 ⇒ 土日日数 7 日
緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E 月							F 月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

- ・ E 月の現場閉所日としてみなす

- ・ F 月の現場閉所日としてみなす
（E 月の現場閉所日としない）

※ E 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後 2 週間以内の平日への振替えの場合とする。

2. 【参考 土日完全週休2日制工事確認表】

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

工事名			
工 期		—	
工事開始日		完成報告提出日	

請負業者名	
現場代理人	

対象期間内のすべての土日を指定土日
として記入する

事前指示における振替日

[illegible]

判定

週休2日	・月単位の週休2日	×
	・指定土日（成績加点）	×

監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。
※通期で達成しても、補正なしに減額変更となるので注意。

[illegible]

												日数	4週間 の平均	指定した 成績	成績	備考
計画	計画日 開始日											0	0.0%	対象外	△	①→②達成率、③→④達成率、⑤→⑥達成率、⑦→⑧達成率 ⑨→⑩達成率、⑪→⑫達成率、⑬→⑭達成率、⑮→⑯達成率
												0				
実績	実績日 開始日											0	0.0%	対象外	-	①→②達成率、③→④達成率、⑤→⑥達成率、⑦→⑧達成率 ⑨→⑩達成率、⑪→⑫達成率、⑬→⑭達成率、⑮→⑯達成率
												0				
備考	①②→③④達成率、⑤⑥→⑦⑧達成率、⑨⑩→⑪⑫達成率、⑬⑭→⑮⑯達成率 ⑰⑱→⑲⑳達成率、㉑㉒→㉓㉔達成率、㉕㉖→㉗㉘達成率															

[illegible]

土日完全週休2日制工事 週単位確認表

対象	0週	達成	0週
----	----	----	----

	月	火	水	木	金	土	日
第1週							
第2週							
第3週							
第4週							
第5週							
第6週							
第7週							
第8週							
第9週							
第10週							

土日の振替日を入力

土曜 日曜

判定(経費補正) 判定(工事成績加点)

○	×
---	---

対象外	×
-----	---

対象外	×
-----	---

対象外	×
-----	---

対象外	×
-----	---

対象外	×
-----	---

対象外	×
-----	---

対象外	×
-----	---

対象外	×
-----	---

対象外	×
-----	---

対象外	×
-----	---

様式 1

土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型（経費補正あり）（週単位））

週単位の週休 2 日の実施について

以下のいずれかを■にしてください。

☐：当社は週単位の週休 2 日を実施します。

☐：当社は週単位の週休 2 日を実施せず、月単位の週休 2 日に組み入ります。

令和 年 月 日

工事名 _____

会社名 _____

現場代理人 _____

第2編 森林整備保全工事編

3. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて、現場条件の制約や社会的要請等により、現場閉所が困難な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）を試行する。

（定義）

第2条 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての週毎で平均休日率^{※5}が1週間（月曜日から日曜日）のうち2日以上（2日/7日以上＝28.5%以上）であることをいう。

3 この要領において、月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての月毎で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）^{※7}
- ・ 年末年始休暇（6日間）^{※7}
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位（交替制）週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による休日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。

また、月単位の週休2日（交替制）において、対象者の従事期間のうち、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が含まれない月は対象期間から除く。

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者としない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

（対象工事）

第3条 現場条件の制約等や社会的要請等により、現場閉所が困難な以下の工事の案件を対象とする。

- ① 工法等の制約により、連続施工が求められる工事
- ② 完成時期等の制約がある工事

ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約期間が50日未満の工事
- ② 現場閉所・交替制のいずれも困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「週休2日交替制工事（発注者指定型（経費補正あり）（週単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日（交替制）に関する経費は、週単位の週休2日（交替制）を前提とした補正係数（別紙1の①、③、④）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 受注者は、週単位の週休2日（交替制）に取り組むことを希望するかについて、工事着手前に発注者へ様式1により報告するものとする。

取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。

3 工事の精算にあたり、週単位の週休2日（交替制）に取り組むことを希望しない場合、または、週単位の週休2日（交替制）は達成できなかったものの、月単位の週休2日（交替制）を達成した場合は、月単位の補正係数（別紙1の②、③、④）に減額変更するものとする。

また、月単位の週休2日（交替制）を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

4 受注者は、月1回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。

（工事成績評定における評価）

第6条 対象期間において、対象者全員の週単位の休日率が28.5%以上を達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、対象者全員の週単位の休日率が28.5%以上、週単位及び月単位の週休2日（交替制）を達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

（現場代理人の休暇）

第7条 現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される者を予め定めなければならない。

（施工計画書への明記）

第8条 第7条に基づき、受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。

なお、下記資料を施工計画書に添付することとする。

・ 第7条に基づき定めた者の直接雇用が確認できる資料

（現場閉所への変更）

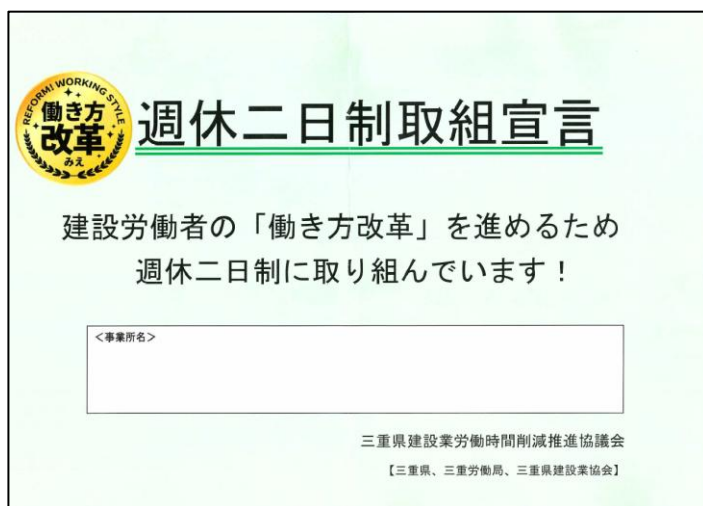
第9条 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日（現場閉所）に変更できるものとする。

なお、週休2日（現場閉所）に変更した場合、週休2日制工事試行要領
第2編 森林整備保全工事編「土日完全週休2日制度工事（発注者指定型）
試行要領」に基づき実施するものとする。

（その他）

第10条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※⁸が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※8 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

【別紙１ 補正係数】

① 週単位の週休２日（交替制）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

② 月の週休２日（交替制）（４週８休以上）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 2

森林整備保全工事

③ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 00	1. 00
	撤去	1. 02	1. 02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 02	1. 02
	撤去	1. 02	1. 02
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 01	1. 01
防護柵設置工（落石防止網）		1. 01	1. 01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 00	1. 00
	撤去	1. 02	1. 02
道路標識設置工	設置	1. 00	1. 00
	撤去・移設	1. 01	1. 01
道路付属物設置工	設置	1. 01	1. 01
	撤去	1. 02	1. 02
法面工		1. 01	1. 01
吹付砕工		1. 01	1. 01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 01	1. 01
橋梁用伸縮接手装置設置工		1. 01	1. 01
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1. 02	1. 02

④ 土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1. 02	1. 02

構造物とりこわし工	機械	1. 01	1. 01
	人力	1. 02	1. 02
コンクリートブロック積工		1. 02	1. 02
排水構造物工		1. 02	1. 02
橋梁塗装工		1. 01	1. 01
塗膜除去工		1. 02	1. 02
道路反射鏡設置工	設置	1. 00	1. 00
	撤去	1. 02	1. 02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1. 02	1. 02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 02	1. 02

4. 【参考 週休2日交替制工事確認表】

週休2日制工事 確認表

工事名	○●工事	
工期	令和8年5月8日	～ 令和8年12月5日
請負業者名	A株式会社	
現場代理人	あああ	
工事開始日	令和8年6月1日	
完成報告提出日	令和8年12月5日	
元請負	A株式会社 あああ	
従事期間	令和8年5月10日	～ 令和8年7月30日

連続4週間未満の従事のため対象外

		計画		実績				月		火		水		木		金		土		日	
令和8年5月		第1週		令和8年5月				5/4		5/5		5/6		5/7		5/8		5/9		5/10	
計画 実績 備考		日数		0		0		計画		計画		計画		計画		計画		計画		計画	
		休暇		0		0		実績		実績		実績		実績		実績		実績		実績	
		判定		対象外		対象外															
		日数		0		0				5/11		5/12		5/13		5/14		5/15		5/16	
		休暇		0		0				計画		計画		計画		計画		計画		計画	
		判定		対象外		対象外															
		日数		0		0				5/18		5/19		5/20		5/21		5/22		5/23	
		休暇		0		0				計画		計画		計画		計画		計画		計画	
		判定		対象外		対象外															
		日数		0		0				5/25		5/26		5/27		5/28		5/29		5/30	
		休暇		0		0				計画		計画		計画		計画		計画		計画	
		判定		対象外		対象外															
		日数		0		0				6/1		6/2		6/3		6/4		6/5		6/6	
		休暇		0		0				計画		計画		計画		計画		計画		計画	
		判定		対象外		対象外															
		日数		5		5				6/8		6/9		6/10		6/11		6/12		6/13	
		休暇		2		2				計画		計画		計画		計画		計画		計画	
		判定		対象外		対象外															
		日数		7		7				6/15		6/16		6/17		6/18		6/19		6/20	
		休暇		2		2				計画		計画		計画		計画		計画		計画	
		判定		対象外		対象外															
		日数		7		7				6/22		6/23		6/24		6/25		6/26		6/27	
		休暇		2		2				計画		計画		計画		計画		計画		計画	
		判定		対象外		対象外															
		日数		2		2				5/29		6/30		7/1		7/2		7/3		7/4	
		休暇		0		0				計画		計画		計画		計画		計画		計画	
		判定		対象外		対象外															

		令和8年5月		令和8年6月		令和8年7月		令和8年7月	
		第1週		第2週		第3週		第4週	
		令和8年5月		令和8年5月		令和8年5月		令和8年5月	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	

		計画		実績	
第1週	日数	0	0		
	休暇	0	0		
第2週	日数	0	0		
	休暇	0	0		
第3週	日数	0	0		
	休暇	0	0		
第4週	日数	0	0		
	休暇	0	0		
第5週	日数	0	0		
	休暇	0	0		
第6週	日数	5	5		
	休暇	2	2		
第7週	日数	7	7		
	休暇	2	2		
第8週	日数	7	7		
	休暇	2	2		
第9週	日数	2	2		
	休暇	0	0		

令和8年5月	第1週	計画	0	0									
令和8年5月	第2週	計画	0	0									
令和8年5月	第3週	計画	0	0									
令和8年5月	第4週	計画	0	0									
令和8年6月	第5週	計画	0	0									
令和8年6月	第6週	計画	5	5									
令和8年6月	第7週	計画	7	7									
令和8年6月	第8週	計画	7	7									
令和8年6月	第9週	計画	2	2									

令和8年5月	第1週	計画	0	0									
令和8年5月	第2週	計画	0	0									
令和8年5月	第3週	計画	0	0									
令和8年5月	第4週	計画	0	0									
令和8年6月	第5週	計画	0	0									
令和8年6月	第6週	計画	5	5									
令和8年6月	第7週	計画	7	7									
令和8年6月	第8週	計画	7	7									
令和8年6月	第9週	計画	2	2									

令和8年5月	第1週	計画	0	0									
令和8年5月	第2週	計画	0	0									
令和8年5月	第3週	計画	0	0									
令和8年5月	第4週	計画	0	0									
令和8年6月	第5週	計画	0	0									
令和8年6月	第6週	計画	5	5									
令和8年6月	第7週	計画	7	7									
令和8年6月	第8週	計画	7	7									
令和8年6月	第9週	計画	2	2									

令和8年5月	第1週	計画	0	0									
令和8年5月	第2週	計画	0	0									
令和8年5月	第3週	計画	0	0									
令和8年5月	第4週	計画	0	0									
令和8年6月	第5週	計画	0	0									
令和8年6月	第6週	計画	5	5									
令和8年6月	第7週	計画	7	7									
令和8年6月	第8週	計画	7	7									
令和8年6月	第9週	計画	2	2									

令和8年5月	第1週	計画	0	0									
令和8年5月	第2週	計画	0	0									
令和8年5月	第3週	計画	0	0									
令和8年5月	第4週	計画	0	0									
令和8年6月	第5週	計画	0	0									
令和8年6月	第6週	計画	5	5									
令和8年6月	第7週	計画	7	7									
令和8年6月	第8週	計画	7	7									
令和8年6月	第9週	計画	2	2									

令和8年5月	第1週	計画	0	0									
令和8年5月	第2週	計画	0	0									
令和8年5月	第3週	計画	0	0									
令和8年5月	第4週	計画	0	0									
令和8年6月	第5週	計画	0	0									
令和8年6月	第6週	計画	5	5									
令和8年6月	第7週	計画	7	7									
令和8年6月	第8週	計画	7	7									
令和8年6月	第9週	計画	2	2									

令和8年5月	第1週	計画	0	0									
令和8年5月	第2週	計画	0	0									
令和8年5月	第3週	計画	0	0									
令和8年5月	第4週	計画	0	0									
令和8年6月	第5週	計画	0	0									
令和8年6月	第6週	計画	5	5									
令和8年6月	第7週	計画	7	7									
令和8年6月	第8週	計画	7	7									
令和8年6月	第9週	計画	2	2									

令和8年5月	第1週	計画	0	0									
令和8年5月	第2週	計画	0	0									
令和8年5月	第3週	計画	0	0									
令和8年5月	第4週	計画	0	0									
令和8年6月	第5週	計画	0	0									
令和8年6月	第6週	計画	5	5									
令和8年6月	第7週	計画	7	7									
令和8年6月	第8週	計画	7	7									
令和8年6月	第9週	計画	2	2									

令和8年5月	第1週	計画	0	0									
令和8年5月	第2週	計画	0	0									
令和8年5月	第3週	計画	0	0									
令和8年5月	第4週	計画	0	0									
令和8年6月	第5週	計画	0	0									
令和8年6月	第6週	計画	5	5									
令和8年6月	第7週	計画	7	7									
令和8年6月	第8週	計画	7	7									
令和8年6月	第9週	計画	2	2									

		月	火	水	木	金	土	日
		5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10
	計画							
	実績							
		5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
	計画							
	実績							
		5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24
	計画							
	実績							
		5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31
	計画							
	実績							
		6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
	計画							
	実績							
		6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14
	計画			出	休	休	出	出
	実績			出	休	休	出	出
		6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21
	計画	出	出	出	休	休	出	出
	実績	出	出	出	休	休	出	出
		6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28
	計画	出	出	出	休	休	出	出
	実績	出	出	出	休	休	出	出
		6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5
	計画	出	出					
	実績	出	出					

様式 1

週休 2 日交替制工事（発注者指定型（経費補正あり）（週単位））

週単位の週休 2 日の実施について

以下のいずれかを■にしてください。

☐：当社は週単位の週休 2 日を実施します。

☐：当社は週単位の週休 2 日を実施せず、月単位の週休 2 日に組み入ります。

令和 年 月 日

工事名 _____

会社名 _____

現場代理人 _____

第3編 漁港漁場関係工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第3条 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の試行は、漁港漁場関係工事積算基準を用いて積算するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）経費補正あり（月単位）」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（共通仮設費率、現場管理費率）を計上するものとする。

2 月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更する。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日の月で現場閉所日数を算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日への振替えることができるが、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。（別紙2の③）

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、月単位の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

（交替制への変更）

第7条 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。

なお、週休2日（交替制）に変更した場合、週休2日制試行要領 第3編 漁港漁場関係工事編「週休2日交替制工事（発注者指定型）」の試行要領に基づき実施するものとする。

（その他）

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。
なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示例の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)

【入手方法】

・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie->

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html

・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

- ※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年 6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年 4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年 7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年 7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年 4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年 7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年 7月1日から施行する。

【別紙 1 補正係数】

- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66\cdots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22\cdots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

- ③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D 月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ D 月 16 日の指示で D 月 20 日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行ってれば、4 週 8 休以上の達成とみなす

土日日数 8 日 ⇒ 土日日数 7 日
緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E 月、F 月）

【同じ月への振り替え】

E 月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5 指示日	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ E 月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

F 月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ F 月の現場閉所日としてみなす
（E 月の現場閉所日としない）

※E 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後 2 週間以内の平日への振替えの場合とする。

土曜定休 2日 薪工事 確認表				
工事名				
	工期	令和7年7月3日	...	令和7年7月30日
工事開始日		完成報告提出日		
週休2日 ・ 有明館の週休2日 ・ 姫路（労働衛生室）の週休2日 ・ 指定土日（祝祭日等）				
				×
				×
				×

監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

※漁港漁場関係工事の通期は成績評定のみ考慮。
(漁港漁場関係工事の補正係数に通期の考え方は無い)

工 作 者			
工 期	令和7年1月3日	—	令和7年2月30日
工事開始日		完成報告提出日	

請負業者名	
現場代理人	

令和2年2月		毎月第2・4・6土曜																															備考			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数	4番付 平均	指定日 収得割合	記録
計画	対象日																																0	0.0%	対象外	対象外
	除外日																																0		対象外	
実績	対象日																																0	0.0%	対象外	対象外
	除外日																																0		対象外	
備考																																				①～③番組新規、片～後付新規、夏～夏休前新規、年～去年前払済新規、 後～工後払い新規、○～対象新規、●～対象済土日、○～関係予定日 ※～工事単位による付帯新規、夜～夜間に対する夜間付帯新規、 ※～その他の、要注釈の欄にふらない行番 ●～関係日 夜付～収得割合指定日、昼付～後付日の関係日 関係～工事開始日、夜間～完成後は撤去日

[illegible][illegible]

計画時の補正	
対象予定日数	0
開所予定日数	0
決起予定率	

実績の確認	
対象日数	0
開所日数	0
達成率	

↑ 通期（対象期間全体）の週休2日の状況

第3編 漁港漁場関係工事編

3. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて、現場条件の制約や社会的要請等により、現場閉所が困難な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）を試行する。

（定義）

第2条 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての月毎で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）^{※7}
- ・年末年始休暇（6日間）^{※7}
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日（交替制）において、対象者の従事期間のうち、暦上の土曜日・日曜日が含まれない月は対象期間から除く。

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとする。

なお、対象期間内で連続して1週間程度以内の従事している者については確認の対象としない。また、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者としていない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

（対象工事）

第3条 現場条件の制約等や社会的要請等により、現場閉所が困難な以下の工事の案件を対象とする。

- ① 工法等の制約により、連続施工が求められる工事
- ② 完成時期等の制約がある工事

ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約期間が50日未満の工事
- ② 現場閉所・交替制のいずれも困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「週休2日交替制工事（発注者指定型）経費補正あり（月単位）」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日（交替制）に関する経費は、月単位の週休2日（交替制）を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（共通仮設費率、現場管理費率）を計上するものとする。

- 2 月単位の週休2日（交替制）を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 3 受注者は、月1回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。

（工事成績評定における評価）

- 第6条 対象期間において、対象者全員の月単位の休日率が4週8休以上（28.5%以上）を達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。
- なお、対象者全員の月単位の休日率が4週8休以上（28.5%以上）及び月単位の週休2日（交替制）を達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

（現場代理人の休暇）

- 第7条 現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できる者を予め定めなければならない。

（施工計画書への明記）

- 第8条 第7条に基づき、受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。
- なお、下記資料を施工計画書に添付することとする。
- ・ 第7条に基づき定めた者の直接雇用が確認できる資料

（現場閉所への変更）

- 第9条 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日（現場閉所）に変更できるものとする。
- なお、週休2日（現場閉所）に変更した場合、週休2日制試行要領 第3編 漁港漁場関係工事編「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」の試行要領に基づき実施するものとする。

（その他）

- 第10条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※⁸が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】 A 3 横サイズ (297×420mm)

【入手方法】

- ・ HP からダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※8 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

【別紙 1 補正係数】

月単位の週休 2 日（交替制）（4 週 8 休以上）

- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

4. 【参考】週休2日交替制工事確認表

週休2日制工事 確認表

工事名	〇〇道路改良工事	
工期	令和7年7月1日	～ 令和7年9月30日
請負業者名	A	
現場代理人	ああ	
工事開始日		
完成報告提出日		
元請負	A ああ	
報告期間	令和7年7月1日	～ 令和7年9月30日

工事概要で設定した雨期外が入力されています。

建設シートへ移動

令和7年7月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
備考																														
出勤曜日、休日、一時除外																														

令和7年8月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
備考																														
出勤曜日、休日、一時除外																														

令和7年9月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	備考
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
計画																															出社勤務日、休社休日、一時対象外
実績																															
備考																															